

# **障がい者の特性に応じた 平時・災害時の対応指針**

**平成30年3月**

**熊本県健康福祉部障がい者支援課**



## 目 次

はじめに	1
作成の趣旨	2
<b>障がい者に対する必要な対応</b>	
1 平時の対応	3
2 避難行動での対応	4
3 避難所での対応	5
4 在宅避難・車中避難への対応	6
<b>障がい種別対応一覧表(主な事項)</b>	7
<b>障がいの特性と災害時に必要な支援</b>	
1 視覚障がい	11
2 聴覚障がい	13
3 言語障がい	15
4 盲ろう障がい	16
5 肢体不自由	17
6 内部障がい・難病	19
7 知的障がい	21
8 発達障がい	23
9 精神障がい	25
10 てんかん	27
11 高次脳機能障がい	28
12 重症心身障がい・医療的ケア児・者	29
<b>県広域本部・地域振興局、保健所、相談機関一覧</b>	31

## はじめに

平成28年熊本地震において、短期間のうちに震度7の地震が2回連続し、多数の家屋倒壊等が起こり、多くの住民が市町村の設置した避難所への避難を余儀なくされた。また、度重なる余震への警戒等から、指定避難所以外の施設への避難や、車中への避難が起こり、市町村においては避難者の実態把握が困難を極めた。

○このため、発災当初は避難所内の過密や混乱が起こり、物資や運営ノウハウなどの不足により、指定避難所等での生活環境が確保されず、避難行動要支援者や要配慮者への支援も十分に行われなかった。

また、この地震において、本県では初めて福祉避難所を本格的に開設したが、福祉避難所制度の周知、避難者の受入れ、運営体制の整備等において、多くの課題が残った。

本県では、昨年8月に、熊本地震の検証結果を反映した「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、避難所での要配慮者への配慮について示した。本指針はこれを補完するものとして、障がい者の円滑な避難や、障がい者に十分配慮した避難所の設営や運営を行うために、熊本地震の反省も踏まえ、障がい特性に応じた基本的な事項をまとめたものである。

各市町村においては、行政(市町村)や住民等の協力・連携のもと、障がい者に対する平時・災害時の障がい特性に応じた支援にご活用いただきたい。

## 作成の趣旨

○災害対策基本法や、平成25年8月に策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、平成28年4月に改訂された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」など、国が示した災害時に必要とされる対応について、障がい者に関する部分をわかりやすくまとめた。

平成25年に本県が作成した「災害時要援護者避難支援ハンドブック」の障がい者に対する部分について、障がい種別ごとの記述内容を、熊本地震での対応などを踏まえて見直すとともに、市町村向けの内容にして盛り込んだ。

平成29年8月に本県が作成した「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」で配慮を求められている「障がい特性に応じた対応」について、障がい種別ごとの具体的内容を補完するものとして作成した。

○平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関では、障がい者に対する合理的配慮の提供が義務づけられており、本指針では、障がい者に対して、災害時に必要とされる合理的配慮を具体的に示している。

○障がい者に必要とされる支援は、障がい種別が同じでも、障がいの程度やあらわれ方が人によってそれぞれ異なるため、一概に記述することはできないが、本指針では災害の際の支援を促すため、障がい種別ごとに代表的なあらわれ方を中心に、支援が必要となる程度の障がいを念頭に記述した。

○なお、この指針には、平成29年6月から9月に実施した、発達障がい児・者についての熊本地震の避難生活を把握するためのアンケートの結果も反映させている。

## 障がい者に対する必要な対応

### 1 平時の対応

- (1) さまざまな障がい特性とそれに応じた接し方について、避難所の運営管理者に研修を実施する。特に、外見では分かりにくい障がいについて、理解を深めるよう促す。
- (2) 障がい者の避難行動や避難生活への支援に係る必要な対応について、あらかじめ関係者や住民との役割分担を行っておく。
- (3) 障がい者への具体的な支援が円滑に進むよう、障がい者と支援者が打ち合わせを行い、顔の見える関係を築いておく。また、障がい者が地域住民と関係性を持てるよう平時から配慮を進める。
- (4) 障がい者やその支援者に対しても、防災意識を高めることにより、家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え、ヘルプカードやおくすり手帳を携帯しての避難などを促す。
- (5) 避難所の指定にあたっては、地域の障がい者等の情報を踏まえ、施設のバリアフリー化や福祉避難スペース・個室の確保を行う。なお、必要に応じて、協定の締結等により近隣市町村等の協力を得ることも有効である。
- (6) 福祉避難所の指定については、障がい特性に応じた施設を必要数確保し、住民に周知する。
- (7) 障がい特性に応じて必要となる物資の備蓄や調達方法を検討しておく。
- (8) 障がい者に対する支援体制を確立するため、医療機関や社会福祉施設との連携や、資材・機材等の調達について体制を構築しておく。

## 2 避難行動での対応

- (1) 市町村は、災害発生時には、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールやファクスをはじめ複数の手段を組み合わせ、避難行動要支援者に確実に情報伝達を行う。
- (2) 情報伝達の際は、障がい者にわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に適確に情報が伝わるようにする。
- (3) 避難支援等関係者は、自身の安全を確保しながら、個別計画に基づき、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行い、避難を支援する。
- (4) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安全確保等のために、避難途中の道路や建物の状況を伝えながら避難するなどの配慮を行う。
- (5) 避難支援等関係者から避難所の責任者に、障がい特性などの情報を引き継ぐことにより、避難所での生活支援に活用されるようにする。
- (6) 避難行動要支援者に該当しない障がい者についても、福祉事業者や障害者団体等と協定を結び、安否確認を行うことも有効である。

### 3 避難所での対応

- (1) 避難者名簿を作成する際、支援の必要性の有無、必要な支援内容について確認し、記載しておく。
- (2) 避難所内に要配慮者対応班を編成し、必要な支援を行うとともに、地域住民やボランティアと連携し役割分担を行う。
- (3) 福祉避難スペースや個室を設置し、優先順位の高い被災者から被災者自身の選択で利用する。福祉避難スペースや個室は、一般スペースより劣悪な環境とならないよう留意する。
- (4) 相談窓口を設置し、障がい者が安心して相談できるよう配慮する。
- (5) 障がい特性に対する配慮事項や支援方法を掲示するなどして、避難者全員に周知する。
- (6) 多目的トイレの利用は、障がい者などの要配慮者の利用を優先とし、支援する要員も確保されるよう努める。
- (7) バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、障がい者等の要配慮者が利用しやすいよう、速やかに多目的トイレやスロープ等の仮設に努める。
- (8) 人工呼吸器など電源を使用しなければならない障がい者がいる場合、優先的に電源を使用できる環境を整える。
- (9) 個々の障がい者への対応方法を支援者の間で確実に引継ぎ、継続的な支援を行う。
- (10) 形式的な平等性や公平性にとらわれず、障がい者等、困っている人に柔軟に対応する。

## 4 在宅避難・車中避難への対応

- (1) 在宅避難・車中避難している障がい者についても把握できるよう、名簿等を整備し支援の方法について検討しておくこと。
- (2) 避難所の運営にあたっては、その地域で在宅避難・車中避難している障がい者も支援の対象とし、地域の避難所を支援拠点として、情報発信や物資の配布等を行うことが適切である。
- (3) 障がい者などで、必要な薬剤や器材が得られないために直接生命にかかわる方や日常生活に重大な支障をきたす方については、事前に把握し、必要物資の提供について特に配慮する。

### 【障がい者への情報提供及び情報発信】

- (1) 障がい者に対しては情報が伝達されにくいことから、障がい特性に応じた情報の提供を行うこと。その際、障害者団体や支援団体と連携する。
- (2) 避難所へ専門的支援者が派遣された場合は、障がい者に対してその旨情報提供を行う。
- (3) 障がい者が、自らの障がい特性と必要な配慮を周りに伝えたい場合は、その人に応じた手段で周囲に伝えられるよう配慮する。その際、ヘルプカードなどの活用を考慮する。

## 障がい種別対応一覧表(主な項目)

	障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からはわかりにくい場合がある。</li> <li>○まったく見えない方と見えづらい方がいる。</li> <li>○音声や点字等を用いたコミュニケーションや文字の大きさ・色等への配慮が必要となる。</li> <li>○白杖や盲導犬は、障がいの者の身体の一部として機能する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時の備えに関する情報は、音声や点字等で伝え、必要に応じて避難支援者を取り決めておく</li> <li>○避難に際しては、避難路の状況を言葉で説明し、危険を避ける。</li> <li>○周りの人は、白杖を握って誘導したり、盲導犬を引いたり、触ったりしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁づたいに移動できるスペースを確保し、施設内の配置を案内する。</li> <li>○希望する方は同じスペースにまとめ、支援者を配置する。</li> <li>○放送や声かけなどにより情報を提供する。チラシは大きな文字で作成する。</li> <li>○物資を渡す場合は、サイズ、形、使い方を具体的に説明し、手で触って確認してもらう。</li> </ul>
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からはわからない。</li> <li>○文字や絵、手話等を使ったコミュニケーションが必要。</li> <li>○難聴の方は、周囲の雑音があると、聞き取りづらい。</li> <li>○声を出して助けを呼べない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて避難支援者を取り決めておき、災害が起こっていることを伝える。</li> <li>○視覚による認識が必要となるので、正面から大きく口を動かして話す。(マスクをしている場合は外す)</li> <li>○文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○掲示板近くの避難スペースを確保し、できるだけ近くにまとめる。</li> <li>○音声による連絡は必ず文字でも掲示し、メール等も活用する。</li> <li>○掲示はわかりやすい言葉で、漢字にはルビをふり、文字や絵を組み合わせる。</li> <li>○話す場合は、正面から口を大きく動かして話し、筆談や携帯の画面なども使う。</li> </ul>
言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からはわからない。</li> <li>○言葉の理解が困難な状態と発声だけが困難な状態の2種類がある。</li> <li>○自分から話しかけたり、声を出して助けを呼べない。</li> <li>○聴覚障がいなど、他の障がいと重複することがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて安否確認を行い、災害が起こっていることを伝える。</li> <li>○文字や絵など、あらゆる手段を使った情報伝達を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口に呼び鈴やブザー、メモ用紙や筆記具を用意する。</li> <li>○聞き取れないときは「もう一度お願いします」と伝える。</li> </ul>

障がい種別対応一覧表(主な項目)

	障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
盲ろう障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からはわかりにくい場合がある。</li> <li>○視覚と聴覚の両方に障がいがあり、さまざまなことについて支援が不可欠。</li> <li>○通常は訓練を受けた支援者を同伴している場合が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて避難支援者を取り決めておく。</li> <li>○災害の際に状況を判断して避難することは困難</li> <li>○周囲の人がそっと腕を持って安全な場所に誘導したり、支援者につなぐ配慮が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その人に合わせたコミュニケーション手法(触手話、点字、指文字等)が必要となる。</li> <li>○障害が重い場合は、全面的に介助が必要となる。</li> <li>○介助のためには、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が必要となる。</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○四肢、体幹が病気やけがで損なわれ、日常生活動作に困難が伴う状態。</li> <li>○障がいの部位や程度により個人差があり、支援方法が異なる。</li> <li>○車いすを利用している場合、狭い歩道やちょっとした段差が障害物になる。</li> <li>○脳の損傷や脊椎の損傷では他の障がいを併せもつこともある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時には家具の転倒防止など、住まいの安全と避難経路の確保を行う。</li> <li>○素早く避難することが困難な場合は、その人に適した方法で避難支援を行う。</li> <li>○平常時に車いす等を使用していない人も、必要となる場合がある。</li> <li>○周囲の人は、車いす利用者に声かけや支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多目的トイレを用意する。</li> <li>○トイレに近い避難スペースを確保し、車椅子や杖などが使用できる通路を確保する。</li> <li>○その人に適した支援方法を本人や家族に確認し、支援する。</li> <li>○困っている様子のあるときには周囲の人が声かけを行う。</li> </ul>
内部障がい・難病	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からはわかりにくい。</li> <li>○内部障がいは、内臓など体の内部機能の障がいで、難病は、原因不明、治療方法が未確立で希少な疾病である。</li> <li>○医薬品や医療機器、装具等を携行する必要がある場合が多い。</li> <li>○難病の症状は波があり、発症の仕方も個人差がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて避難支援を行う。</li> <li>○車椅子、ストレッチャー等の移動用具や支援者が必要になる場合がある。</li> <li>○医療機器等の運搬に手助けが必要となる場合がある。</li> <li>○必要な場合は、医療機関と連携し、移送手段を確保する。</li> <li>○服用薬やおくすり手帳を持って避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所では、ケアのできるスペースを確保し、感染症の危険を避ける。</li> <li>○医療機関の協力を得て、定期的な治療が継続できるよう調整する。</li> <li>○処置・治療に必要な物品や電源を確保する。</li> <li>○人工肛門、人工ぼうこう保有者(オストメイト)には、装具や清潔な多目的トイレを確保する。</li> </ul>

障がい種別対応一覧表（主な項目）

	障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からはわかりにくい</li> <li>○知的な能力が年齢相応でなく、コミュニケーションが苦手。</li> <li>○障がいの程度は軽度から重度までさまざま。</li> <li>○状況により、パニック行動や落ち着きをなくすることがある。</li> <li>○一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難が必要なことをわかりやすく伝え、必要に応じて避難所への移動支援を行う。</li> <li>○声をかける時は「短く、ゆっくり、具体的に、否定をしない」を心がける。</li> <li>○絵カードなど視覚的な工夫をすることも効果的である。</li> <li>○服用薬がある場合は、薬やおくすり手帳を持って避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の人は温かい目で見守る。</li> <li>○必要に応じて間仕切りをしたり、家族で過ごせる個室を確保する。</li> <li>○理解しているかを確認しながら、短い文章でゆっくり繰り返し説明する。</li> <li>○必要に応じて個別に救援物資を届ける。</li> <li>○服薬している場合は、服薬が継続できるよう支援する。</li> </ul>
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からわかりにくい。</li> <li>○脳の機能障害により、能力や技術の習得に得意・不得意がある。</li> <li>○環境の変化が苦手、音や刺激に敏感。大勢の人と入れられない。</li> <li>○状況の理解が苦手だったり、融通が利かないところがある。</li> <li>○パニックや衝動的な行動、偏食や睡眠障害を伴うことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難が必要なことをわかりやすく伝え、必要に応じて、避難所への移動支援を行う。</li> <li>○声をかける時は「短く、ゆっくり、具体的に、否定をしない」を心がける。</li> <li>○身振りや絵カードなど視覚的な工夫をすることも効果的である。</li> <li>○服用薬がある場合は、薬やおくすり手帳を持って避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の人は温かい目で見守る。</li> <li>○感覚過敏のため、体育館などは入れない場合が多い。</li> <li>○必要に応じて間仕切りをしたり、家族で過ごせる個室を確保する。</li> <li>○簡潔で穏やかな声で、文字や絵、実物を使って説明する。</li> <li>○かかわり方を確認したり、必要な物品や薬品の入手を支援する。</li> </ul>
精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からわかりにくい。</li> <li>○精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさが生じる。</li> <li>○ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手である。</li> <li>○適切な治療・服薬により、安定した生活を送ることができる。</li> <li>○薬の作用・副作用のため動作が緩慢になる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて避難支援を行う。</li> <li>○避難誘導時は気持ちを落ち着かせることが必要である。</li> <li>○服薬して就寝していると、災害が起きたことに気付かない場合がある。</li> <li>○説明ははっきりわかりやすく繰り返し伝え、1つのことに絞り具体的に伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の人は、本人の状態に応じた対応を心がける。</li> <li>○家族や仲間と一緒に生活できるようパーティションで区切る。</li> <li>○服薬が継続できることを確認し、必要に応じて、診療が行われるよう調整する。</li> <li>○周囲の人が些細な変化に気づいた場合は、支援者等に伝える。</li> </ul>

障がい種別対応一覧表(主な項目)

	障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
てんかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発作が起きていない限り、外見からは分からない。</li> <li>○脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、人によりさまざまな発作が起きる。</li> <li>○適切な治療や服薬により発作をコントロールできれば、安定した社会生活を送ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○服薬が継続できるよう、服用薬やおくすり手帳を持って避難する。</li> <li>○必要な場合は、安否確認や避難所への移動支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○服薬が継続できているか確認する。</li> <li>○発作が起きた場合はあわてず見守る。</li> <li>○意識を失う発作や倒れる危険性がある場合は、頭を打たないようにする。</li> <li>○ひきつづき次の発作が起きる場合や、けいれんが10分以上続く場合は医療機関を受診する。</li> </ul>
高次脳機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からわかりにくいいため、周囲も理解しにくく、本人も障がいを認識できない場合がある。</li> <li>○脳の損傷により、注意力や記憶力が低下したり、段取りや感情のコントロールが難しくなる。</li> <li>○適切な支援が受けられないと、誤解やトラブルにつながることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○状況判断ができなかったり、自分の居場所がわからなくなったりするので、必要に応じて避難支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常に見守りが必要である。</li> <li>○大事なことは、「ゆっくり、分かりやすく、具体的に」伝えたり、メモにして渡す。</li> <li>○必要に応じて、繰り返し説明したり、本人専用のノートを用意する。</li> </ul>
重症心身障がい・医療的ケア児・者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重症心身障がいは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している状態。</li> <li>○意思表示や呼吸、栄養摂取が難しく、医療的ケアや介助・見守りが必要となる。</li> <li>○医療機器が故障したり、停止すると生命にかかわる場合がある。</li> <li>○外出時には車いすを使用し、器材などで荷物がかさむ。</li> <li>○医療的ケア児・者は、医療的ケアが必要だが、寝たきりの方から活動できる方まで、さまざまな方がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて避難支援者を取り決めておき、避難所への移動支援を行う。</li> <li>○避難時には、抱えてもらったり、バギーが必要となり、医療機器等の運搬に手助けが必要となる。</li> <li>○駐車場やエレベーターでは、ある程度広いスペースが必要となる。</li> <li>○医療的ケアが必要な方は、緊急的に医療機関への連絡や移送の手配が必要になる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手伝うことがないか声をかける。</li> <li>○車いすの利用、オムツ交換などができる福祉避難所や福祉避難スペースで、家族と一緒にいられるようにする。</li> <li>○感染症の危険を避ける。</li> <li>○必要に応じて個別に救援物資を届ける。</li> <li>○さまざまな支援や福祉施設・医療機関との連携が確保されるよう調整する。</li> </ul>

## 障がいの特性と災害時に必要な支援

### 1 視覚障がい

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○外見からはわかりにくい場合がある。</p> <p>○まったく見えない方と見えづらい方がいる。</p> <p>○音声や点字等を用いたコミュニケーションや文字の大きさ・色等への配慮が必要となる。</p> <p>白杖や盲導犬は、障がいの者の身体の一部として機能する。</p>	<p>○平常時の備えに関する情報は、音声・点字等で伝え、必要に応じて避難支援者を取り決めておく。</p> <p>○避難に際しては、避難路の状況を言葉で説明し、危険を避ける。</p> <p>○周りの人は、白杖を握って誘導したり、盲導犬を引いたり、触ったりしない。</p>	<p>○壁づたいに移動できるスペースを確保し、施設内の配置を案内する。</p> <p>○希望する方は同じスペースにまとめ、支援者を配置する。</p> <p>○放送や声かけなどにより情報を提供する。チラシは大きな文字で作成する。</p> <p>○物資を渡す場合は、サイズ、形、使い方を具体的に説明し、手で触って確認してもらう。</p>

#### (1) 障がいの特性

- ・ 外見からは、障がいのあることがわかりにくい場合がある。
- ・ 全く見えない人(全盲)と見えづらい人がいる。
- ・ 見えづらい方にも、「細部が良くわからない」「光がまぶしい」「見える範囲が狭い」、「特定の色が分かりにくい」などの違いがある。
- ・ 音声や点字等を用いてコミュニケーションを行う。見えづらい方の場合は、文字の大きさ・色等への配慮を行うことで情報伝達が可能になる場合がある。
- ・ 見えることを前提としたコミュニケーションは適さない。
  - 「向こうの」など指示語はわからない。
  - 物の形や質感は実際に触ってみないとわからない。
  - 自己紹介しないと誰がしゃべっているのかわからない。など
- ・ 緊急事態の察知や被害状況を知ることが困難な場合が多い。
- ・ 災害時には、普段と周囲の状況が大きく変わるので、自力での移動が極めて困難になり、いつもどおりの行動ができなくなる。
- ・ 白杖や盲導犬は、障がいの者の身体の一部として機能するので配慮する。

## **(2) 避難行動時に必要とされる支援**

---

- ・ 平常時から、避難や事前準備の情報を必ず知らせ、必要に応じて読み上げる。
- ・ 避難所への移動支援をだれが行うのか、必要に応じてあらかじめ本人とも取り決めておく。
- ・ 災害が発生したら、災害が起きていることを伝え、周囲の状況を言葉で具体的に説明する。
- ・ 避難を支援を行う人は、避難路に障害物がある場合は、存在を伝えて注意を促したり、誘導したりする。
- ・ 困っている様子の視覚障がい者を見かけたときは、声かけを行う。
- ・ 盲導犬を伴っている人に対しては、本人に方向等を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしない。

## **(3) 避難所などで配慮すべき事項**

---

- ・ 壁づたいに移動できる避難スペース(福祉スペース)を確保する。通路等に通行の妨げになるものを置かない。
- ・ 希望する方には、視覚障がい者をまとめたスペースを作り、できるだけ視覚障がい者に慣れたボランティアなどを配置する。
- ・ トイレなどの場所を事前に確認してもらうため、避難所内の配置を案内する。屋外に仮設トイレを設置する場合は、誘導用のロープを張る。
- ・ 本人の了承が得られれば、視覚障がい者であることがわかる目印を着けてもらう。
- ・ 必要な情報は放送や声かけなどにより提供する。印刷物は、拡大文字や点字等により提供する。読み上げアプリなどの活用も有効である。
- ・ 物資を渡す場合は、サイズ、形、用途を具体的に伝え、本人に手で触って確認してもらう。
- ・ 白杖等の補装具や使用している日用品等の位置は、断りなく変えない。
- ・ 盲導犬の使用者は、避難所生活が長期化する場合は、盲導犬を給付先の団体などに一時預けることを考慮する。

## 2 聴覚障がい

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○外見からはわからない。</p> <p>○文字や手話等を使ったコミュニケーションに配慮が必要である。</p> <p>○難聴の方は、周囲の雑音があると、聞き取りづらい。</p> <p>○声を出して助けを呼べない場合がある。</p>	<p>○必要に応じて避難支援者を取り決めておき、災害が起こっていることを伝える。</p> <p>○視覚による認識が必要となるので、正面から大きく口を動かして話す。</p> <p>○文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。</p>	<p>○掲示板近くの避難スペースを確保し、できるだけ近くにまとめる。</p> <p>○音声による連絡は必ず文字でも掲示し、メール等も活用する。</p> <p>○掲示はわかりやすい言葉で、漢字にはルビをふり、文字や絵を組み合わせる。</p> <p>○話す場合は、正面から口を大きく動かして話し、筆談や携帯の画面なども使う。</p>

### (1) 障がいの特性

- ・ 外見からは、障がいのあることが分からない。人工内耳や補聴器を装着している人もいる。
- ・ 全く聞こえない方と聞こえにくい方(難聴者)があり、聞こえ方のレベルは人によって違う。
- ・ 事故や病気で人生の途中から聞こえなくなった方の中には、手話等に慣れていない方も多い。
- ・ 声をかけられても気付かないことがある。
- ・ 難聴の方は、にぎやかな場所や大勢の人が同時に話している場所では、聞き取りづらくなる。
- ・ その人の聞こえ方の状況に応じ、伝わる声の大きさを工夫したり、筆談、要約筆記により文字で伝えたり、口話(口を大きく動かし、その形で伝えること)、手話などの方法でコミュニケーションを図る。
- ・ 周囲の状況や緊急事態が認識できなかつたり、声を出して助けを呼べない場合がある。また、音声による避難誘導を知ることが困難

## **(2) 避難行動時に必要とされる支援**

---

- ・ 平常時から、避難や事前準備の情報を文書などで必ず知らせる。
- ・ 避難所への移動支援が必要な場合は、だれが行うのか取り決めておく。
- ・ 災害が発生したら、災害が起きていることや、周囲の状況、避難の際の危険箇所等を伝える。
- ・ 文字や絵など目に見える方法で伝える。あるいは、正面から大きく口を動かして身振りを使いながら話す。(マスクをしている場合は外す)

## **(3) 避難所などで配慮すべき事項**

---

- ・ 目からの情報が入りやすいよう、掲示板近くの避難スペースを確保する。また、福祉スペースには必ず一般の避難スペースと同じ内容の掲示をする。
- ・ 障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器等)を確認する。
- ・ 本人の了承を得て聴覚障がい者であることがわかるような目印を付けてもらう方法もある。
- ・ 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできる限り近くにまとめ、支援者(手話通訳やボランティア等)を確保し、情報や食料、救援物資が十分入手できるよう調整する。
- ・ 補聴器等の補装具や電池などの消耗品は、破損や紛失、消耗に応じて、修理や支給を行う。
- ・ 掲示板や電光掲示板、文字放送用テレビやメール等を活用するほか、音声による連絡は必ず文字でも掲示する。
- ・ 掲示はできる限りわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。
- ・ 文字や絵を組み合わせてわかりやすく伝える。
- ・ 話す場合は、視覚による認識が必要となるので、正面から口を大きく動かして話す。(マスクをしている場合は外す)
- ・ 唇の動きだけでは正確には伝わらないので、筆談や携帯の画面なども使う。
- ・ 相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。
- ・ 外傷や環境悪化に伴う体調変化はないか確認する。

### 3 言語障がい

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○外見からはわからない。</p> <p>○言葉の理解が困難な状態と発声だけが困難な状態の2種類がある。</p> <p>○自分から話しかけたり、声を出して助けを呼べない。</p> <p>○聴覚障がいなど、他の障がいと重複することがある。</p>	<p>○必要に応じて安否確認を行い、災害が起きていることを伝える。</p> <p>○文字や絵など、あらゆる手段を使った情報伝達を行う。</p>	<p>○窓口に呼び鈴やブザー、メモ用紙や筆記具を用意する。</p> <p>○聞き取れないときは「もう一度お願いします」と伝える。</p>

#### (1) 障がいの特性

- ・外見からは、障がいのあることがわからない。
- ・言語障がいは、言葉の理解や適切な表現が困難な状態(言語機能の障がい)と発声だけが困難な状態(音声機能の障がい)の2種類がある。
- ・自分から話しかけられないので、なかなか気づいてもらえない。
- ・周囲の状況や緊急事態がわからなかったり、声を出して助けを呼べない場合がある。
- ・質問に対して、本人が思っていることと異なる内容の返答をする場合がある。
- ・聴覚障がいなど、他の障がいと重複することもある。

#### (2) 避難行動時に必要とされる支援

- ・必要に応じて安否確認を行い、災害が起きていることを伝える。
- ・文字や絵など、あらゆる手段を使った情報伝達を行う。

#### (3) 避難所などで配慮すべき事項

- ・窓口に呼び鈴やブザー、メモ用紙や筆記具を用意する。
- ・聞き取れないときは「もう一度お願いします」と伝える。
- ・言語機能の障がいの場合は、家族などから日常の応答の特性を聞いておく。

## 4 盲ろう障がい

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からはわかりにくい場合がある。</li> <li>○視覚と聴覚の両方に障がいがあり、さまざまなことに支援が不可欠。</li> <li>○通常は訓練を受けた支援者を同伴している場合が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて避難支援者を取り決めておく。</li> <li>○災害の際に状況を判断して避難するのは困難である。</li> <li>○周囲の人がそっと腕を持って安全な場所に誘導したり、支援者につなぐ配慮が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その人に合わせたコミュニケーション手法(触手話、点字、指文字等)が必要となる。</li> <li>○障害が重い場合は、全面的に介助が必要となる。</li> <li>○介助のためには、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が必要となる。</li> </ul>

### (1) 障がいの特性

- ・外見からはわかりにくい場合がある。
- ・視覚と聴覚の両方に障害がある状態で、大きく分けて次の4つのタイプがある。
  - 全盲ろう・・・全く見えず、全く聞こえない
  - 全盲難聴・・・全く見えないが、少しだけ聞こえる
  - 弱視ろう・・・少しだけ見えるが、全く聞こえない
  - 弱視難聴・・・少しだけ見えて、少しだけ聞こえる
- ・コミュニケーションや移動などさまざまなことについて支援が不可欠で、通常は訓練を受けた支援者を同伴している場合が多い。

### (2) 避難行動時に必要とされる支援

- ・安否確認を行い、避難所への避難支援者を必要に応じて取り決めておく。
- ・災害の際に状況を判断して避難するなどの行動をとることが困難で、周りの人に話しかけて状況を尋ねることも難しい。
- ・周囲の人がそっと腕を持って安全な場所に誘導したり、支援者につなぐ配慮が必要となる。

### (3) 避難所などで配慮すべき事項

- ・本人の了解を得て、周囲が盲ろう者と分かるようにビブスを着用する方法もある。
- ・視覚と聴覚の障がい重複しているため、その人に合わせたコミュニケーション手法(触手話、点字、指文字等)が必要となる。
- ・障害が重い場合は、自宅以外の場所では周りの状況が分からないため、全面的に介助が必要となる。
- ・介助のためには、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が必要となる。

## 5 肢体不自由

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○四肢・体幹が病気やけがで損なわれ日常生活動作に困難が伴う状態。</p> <p>○障がいの部位や程度により個人差があり、支援方法が異なる。</p> <p>○車いすを利用している場合、狭い歩道やちょっとした段差が障害物になる。</p> <p>○脳の損傷や脊椎の損傷では他の障がいを併せもつこともある。</p>	<p>○平常時には家具の転倒防止など、住まいの安全と避難経路の確保を行う。</p> <p>○素早く避難することが困難な場合は、その人に適した方法で避難支援を行う。</p> <p>○平常時に車いす等を使用していない人も、必要になる場合もある。</p> <p>○周囲の人は、車いす利用者に声かけや支援を行う。</p>	<p>○多目的トイレを用意する。</p> <p>○トイレに近い避難スペースを確保し、車椅子や杖などが使用できる通路を確保する。</p> <p>○その人に適した支援方法を本人や家族に確認し、支援する。</p> <p>○困っている様子の中には周囲の人が声かけを行う。</p>

### (1) 障がいの特性

- ・四肢、体幹が病気やけがで損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難が伴う状態。
- ・障がいの部位や程度によりかなり個人差がある。(車いす使用者が多い。)
  - 上肢や下肢に切断や機能障がいがある人
  - 脊椎損傷で姿勢保持が困難な人
  - 脳性まひの人、など、
- ・どのような支援が必要か勝手に判断せず、支援方法を本人や家族に確認する。
- ・車いすを利用している場合、狭い歩道やちょっとした段差が障害物になる。
- ・自分の身体の安全を守ることが困難な場合がある。
- ・ケガや病気で脳に損傷を受けた場合は、言語障がいや感覚系の障がい、高次脳機能障がいを併せもつこともある。
- ・脊椎損傷の人では、体温調整が難しい人もいる。

## **(2) 避難行動時に必要とされる支援**

---

- ・平常時には家具の転倒防止など、住まいの安全と避難経路の確保を行う。
- ・自力での避難が困難な場合は、車いす、ストレッチャー等の移動用具と支援者が必要となるので、あらかじめ準備しておく。
  
- ・安否確認を行い、自分ですばやく避難することが困難な場合は、その方に適した方法を本人や家族に確認し、支援する。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合は、平常時に使用していない人も、車いす等が必要なこともある。
  
- ・周囲の人は、車いすを利用している方への声かけや、段差・溝・砂利道の通過の支援などの配慮を行う。

## **(3) 避難所などで配慮すべき事項**

---

- ・身体機能にあった、安全に利用可能な多目的トイレを用意し、できるだけトイレに近い避難スペースを確保する。
- ・車いすや杖などが利用できるスペースや通路を確保する。
- ・車いすの利用者はベッドを利用しないと乗り降りがたいへん困難になる。
  
- ・その方に適した支援方法を本人や家族に確認し、支援する。
- ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理、支給を行う。
- ・列に並べない場合などは、食事などの配布は個別に届ける。
- ・電動車いすを使用している場合は、バッテリーの充電ができるよう配慮する。
- ・困っている様子有的时候には周囲の人が声かけを行う。
  
- ・相談や困ったことなどの受付窓口を伝えておく。
- ・外傷や環境悪化に伴う体調変化はないか確認する。

## 6 内部障がい・難病

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からわかりにくい。</li> <li>○内部障がいは、内臓など体の内部機能の障がいで、難病は、原因不明、治療方法が未確立で希少な疾病である。</li> <li>○医薬品や医療機器、装具等を携行する必要がある場合が多い。</li> <li>○難病の症状は波があり、発症の仕方も個人差がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて避難支援を行う。</li> <li>○車椅子、ストレッチャー等の移動用具や支援者が必要となる場合がある。</li> <li>○医療機器等の運搬に手助けが必要となる場合がある。</li> <li>○必要な場合は、医療機関と連携し、移送手段を確保する。</li> <li>○服用薬やおくすり手帳を持って避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所では、ケアのできるスペースを確保し、感染症の危険を避ける。</li> <li>○医療機関の協力を得て、定期的な治療が継続できるように調整する。</li> <li>○処置・治療に必要な物品や電源を確保する。</li> <li>○人工肛門、人工ぼうこう保有者(オストメイト)には、装具や清潔な多目的トイレを確保する。</li> </ul>

### (1) 障がいの特性

- ・外見からは障がい(疾患)がわからないことがあるので、配慮が必要である。
  - ・内部障がいとは、体の内部機能の障がいで、身体障害者福祉法では、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能、肝臓機能の8種類の機能障害が定められている。
  - ・難病とは、原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、希少な疾病である。
- ・医薬品や医療機器を携行する必要がある場合は、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要である。
- 心臓・呼吸器に機能障害があり、人工呼吸器、酸素ボンベ等を常時必要としたり、医療的援助が必要な人がいる。
  - 腎臓に機能障害があり、血液透析や腹膜透析など医療的ケアが必要な場合がある。
  - 人工透析患者は、継続的に透析治療を受ける必要があり、一日に摂取できる水分や塩分等が制限されている。
  - 人工肛門、人工ぼうこう保有者(オストメイト)は、ストーマ用装具を携行する必要がある。
- ・難病の痛みや疲労感等の症状は、継続的ではなく、1日の中でも状況に波がある。発症の仕方も個人差があり、人によって異なる。
  - ・急激な環境変化には順応しにくい。

## **(2) 避難行動時に必要とされる支援**

---

- ・必要に応じて、安否確認や避難支援を行う。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合は、車椅子、ストレッチャー等の移動用具の使用や支援者による避難支援が必要となる。
- ・医療機器等(人工呼吸器、酸素ボンベなど)の運搬に手助けが必要となる場合がある。
- ・必要に応じて、医療機関等との連携や支援により、移送手段を確保する。
- ・服薬が継続できるよう、服用薬やおくすり手帳を持って避難する。

## **(3) 避難所などで配慮すべき事項**

---

- ・避難所では、ケアのできるスペースを確保し、易感染者には感染症の危険を避けるため、環境に留意する。
- ・特殊な薬剤や食事制限等の疾患に関する必要な情報を確認する。
  
- ・医療機関の協力を得て、定期的な治療の継続のための巡回診療や移送サービスを行う。
- ・処置・治療に必要な物品(衛生材料、ストーマ用品等)を確保する。
- ・継続的な薬物療法や酸素療法、血液透析、腹膜透析など医療的援助や医療機器の継続使用(電源の確保)ができるよう調整する。
  - 酸素吸入を必要とする低肺機能者においては、酸素の充填やスぺアボンベが必要である。
  - 腹膜透析を必要とする腎臓病患者は、パック交換のための清潔なスペースを必要である。
  - 人工肛門、人工ぼうこう保有者については、ストーマ用装具や清潔な多目的トイレ(柵、洗浄ホース付)の確保が必要であるが、確保が困難な場合は、少なくとも柵と洗浄ホース付のトイレが必要である。
- ・処置を行う場所やプライバシーの確保に留意する。
- ・人工肛門・人工ぼうこうの有無は、同性の担当者によるプライバシーに配慮した聞き取りを行う。
  
- ・家族等の負担が大きい場合、負担を軽減するための配慮が必要である。
- ・名簿に登載されていない要配慮者に向けて、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等で、必要な治療等の救急医療体制に関する情報を提供する。
  
- ・疾患や機能障害に伴う身体症状が悪化していないかなど、体調の変化に十分な配慮を行う。

## 7 知的障がい

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○外見からはわかりにくい</p> <p>○知的な能力が年齢相応でなく、コミュニケーションが苦手である。</p> <p>○障がいの程度は軽度から重度までさまざま。</p> <p>○状況により、パニック行動や落ち着きをなくすことがある。</p> <p>○一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す場合もある。</p>	<p>○避難が必要なことをわかりやすく伝え、必要に応じて避難所への移動支援を行う。</p> <p>○声をかける時は「短く、ゆっくり、具体的に、否定をしない」を心がける。</p> <p>○絵カードなど視覚的な工夫をすることも効果的である。</p> <p>○服用薬がある場合は、薬やおくすり手帳を持って避難する。</p>	<p>○周囲の人は温かい目で見守る。</p> <p>○必要に応じて間仕切りをしたり、家族で過ごせる個室を確保する。</p> <p>○理解しているかを確認しながら、短い文章でゆっくり繰り返し説明する。</p> <p>○必要に応じて個別に救援物資を届ける。</p> <p>○服薬している場合は、服薬が継続できるよう支援する。</p>

### (1) 障がいの特性

- ・障がいが外見からわかりにくい。
- ・知的な能力が年齢相応でなく、対人関係やコミュニケーションが苦手。
- ・障がいの程度は軽度から重度までさまざま、一人で行動できる人もいれば理解や判断を助ける支援者と行動をともにしている人もいる。
- ・話の内容をうまく理解できなかったり、自分の考えや気持ちを表現することが難しい人もいる。
- ・状況の変化でパニック行動を起こしたり、慣れない環境で落ち着きをなくすことがある。
- ・一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す場合もある。
- ・災害の時に、状況判断ができずに動けない人が多い。
- ・ケガや痛みを伝えられない方、痛みを感じにくい方もいる。

## **(2) 避難行動時に必要とされる支援**

---

- ・家族など慣れ親しんでいる人に必要な支援を尋ね、サポートすることが大切である。
- ・必要に応じて、安否確認や避難所への移動支援を行う。
- ・避難誘導時は一人にしないようにする。一人でいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。
- ・精神的に不安定にならないよう、避難誘導するときは、まず動揺している気持ちを落ち着かせながら、ゆっくりと分かりやすく、避難が必要なことを説明する。
- ・意思が通じない場合でも大きな声を出したりせず丁寧な対応をする。
- ・絵カード(コミュニケーションボード)など視覚的な工夫をすることも効果的である。
- ・声をかける時は「短く、ゆっくり、具体的に、否定をしない」を心がける。短い言葉で肯定的に(やって欲しいことを)伝える。
- ・服用薬がある場合は、飲んでいる薬やおくすり手帳を持って避難する。
- ・ケガをしていないかよく確認する。

## **(3) 避難所などで配慮すべき事項**

---

- ・周囲の人は温かい目で見守る。
- ・周囲とのコミュニケーションが十分とれずトラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、家族だけで過ごせる個室を確保するなどの配慮が必要である。
- ・理解しているかどうか確認しながら短い文章で、ゆっくり繰り返し説明する。
- ・家族などがそばを離れることができない場合、個別に救援物資を届ける。
- ・車中泊や自宅避難を余儀なくされている人にも物資の提供を行う。
- ・服薬を継続することが必要な場合は、自ら又は家族が薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。
- ・家族や周囲が多大なストレスを感じている場合は、一時的に介助や家事を交代したり、施設に保護することを検討する。

## 8 発達障がい

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○外見からわかりにくい。</p> <p>○脳の機能障害により、能力や技術の習得に得意・不得意がある。</p> <p>○環境の変化が苦手で、音や刺激に敏感。大勢の人と入れない。</p> <p>○状況の理解が苦手だったり、融通が利かないところがある。</p> <p>○パニックや衝動的な行動、偏食や睡眠障害を伴うことがある。</p>	<p>○避難が必要なことをわかりやすく伝え、必要に応じて、避難支援を行う。</p> <p>○声をかける時は「短く、ゆっくり、具体的に、否定をしない」を心がける。</p> <p>○身振りや絵カードなど視覚的な工夫をすることも効果的である。</p> <p>○服用薬がある場合は、薬やおくすり手帳を持って避難する。</p>	<p>○周囲の人は温かい目で見守る。</p> <p>○感覚過敏のため、体育館などは入れない場合が多い。</p> <p>○必要に応じて間仕切りをしたり、家族で過ごせる個室を確保する。</p> <p>○簡潔で穏やかな声で、文字や絵、実物を使って説明する。</p> <p>○かかわり方を確認したり、必要な物品や薬品の入手を支援する。</p>

### (1) 障がいの特性

- ・障がいが外見からわかりにくい。
- ・脳の機能障害により、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の習得に得意・不得意がある。
- ・人によってできることとできないこと、分かることと分からないこととに差があり、障がいの特徴は人それぞれである。
  - 日常生活の変化(場所、空間、騒音、生活リズム)が想像以上に苦手で、感覚的な刺激に敏感な場合が多く、大勢の人がいる環境に入れにくいことが多い。
  - 状況の理解が苦手だったり、空気が読めず、融通が利かないところがある。
  - 不安になってパニック状態になったり、働きかけに強い抵抗を示すこともある。
  - 衝動的に体が動いてしまったり、偏食や睡眠障害がある。
  - こだわりが強く、待つことが苦手だったりしていられない。
  - コミュニケーションが困難で、情報の取捨選択が苦手である。
- ・障がいの特性を、周囲から親のしつけが悪いと誤解される場合がある。
- ・ケガや痛みを感じにくい方もいる。

## **(2) 避難行動時に必要とされる支援**

---

- ・家族など慣れ親しんでいる人に必要な支援を尋ねサポートすることが大切。
- ・必要に応じて、安否確認や避難所への移動支援を行う。
- ・避難誘導時は一人にしないようにし、まず動揺している気持ちを落ち着かせ、ゆっくりと分かりやすく避難が必要なことを説明する。
  
- ・意思が通じない場合でも大きな声を出したりせず丁寧な対応をする。  
声をかける時は「短く、ゆっくり、具体的に、否定をしない」を心がける。短い言葉で肯定的に(やって欲しいことを)伝え、あいまいな表現は避ける。
- ・伝わらないときは、文字、絵、身振りを使って話しかけるようにする。絵カード(コミュニケーションボード)など視覚的な工夫をすることも効果的。
  
- ・服用薬がある場合は、飲んでいる薬やおくすり手帳を持って避難する。
- ・ケガをしていないかよく確認する。

## **(3) 避難所などで配慮すべき事項**

---

- ・周囲の人は温かい目で見守る。
- ・感覚過敏で、体育館などの音の反響する場所や人が大勢いる場所は入れない場合が多いので配慮が必要である。
- ・集団生活になじめない場合は、家族単位でパーティションなどにより仕切ったり、個室を確保することにより、状態が安定する場合がある。
  
- ・家族など本人の状態をよくわかっている人が近くにいる場合は、必ずかかわり方を確認し、必要に応じて周囲に伝える。
- ・手順や時間などを具体的にメモで渡したり、文字や絵、実物を使って目に見える形での説明を行い、簡潔・穏やかな声で話しかける
- ・危険な行為や迷惑な行動をしている場合は、肯定的な言葉で具体的に伝える。
  
- ・列に並べない場合などは、食事などの配布は個別に届ける。
- ・必要な物品(薬、イヤマフ、アイマスク等)があるか、なければ手配する。
- ・必要に応じて、筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等を提供する。
- ・車中泊や自宅避難を余儀なくされている人にも物資の提供を行う。
  
- ・怪我などをしていないか、本人の言葉だけでなく身体状況を一通りよく見る。
- ・家族や周囲が多大なストレスを感じている場合は、一時的に介助や家事を交代したり、施設に保護することを検討する。

## 9 精神障がい

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○外見からわかりにくい。</p> <p>○精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさが生じる。</p> <p>○ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手である。</p> <p>○適切な治療・服薬により、安定した生活を送ることができる。</p> <p>○薬の作用・副作用のため動作が緩慢になる場合がある。</p>	<p>○必要に応じて避難支援者を行う。</p> <p>○避難誘導時は気持ちを落ち着かせることが必要である。</p> <p>○服薬して就寝していると、災害が起きたことに気付かない場合がある。</p> <p>○説明ははっきりわかりやすく繰り返し伝え、1つのことに絞り具体的に伝える。</p>	<p>○周囲の人は、本人の状態に応じた対応を心がける。</p> <p>○家族や仲間と一緒に生活できるようパーティションで区切る。</p> <p>○服薬が継続できることを確認し、必要に応じて、診療が行われるよう調整する。</p> <p>○周囲の人が些細な変化に気づいた場合は、支援者等に伝える。</p>

## (1) 障がいの特性

- ・外見からは障がいのあることがわかりにくく、周囲から理解されずに孤立しがちで、日常生活や社会生活のしづらさが生じる。
- ・精神疾患は、統合失調症、うつ病、躁うつ病、アルコール依存症など症状が多様で、現実的な判断ができず、自分自身の安全や他人への配慮ができないことがある。
- ・ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人がいる。
- ・適切な治療・服薬により症状をコントロールできれば、地域の中で安定した生活を送ることができる。
- ・薬を中断したり多くのストレスが重なると症状が再発することがある。
- ・服薬を継続する必要がある場合は、自ら又は家族が薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。
- ・薬の作用・副作用のため動作が緩慢になる場合があり、怠けていると誤解を受けることもある。
- ・病気のことを他人に知られたくないと思っている人も多い。

## **(2) 避難行動時に必要とされる支援**

---

- ・家族など慣れ親しんでいる人に必要な支援を尋ねサポートすることが大切。
  - ・必要に応じて避難支援者を取り決めておき、安否確認や避難支援を行う。
  - ・避難誘導時は一人にしないようにし、気持ちを落ち着かせることが必要。
  - ・夜間など服薬して就寝していると、災害が起きたことに気付かない場合がある。
- 
- ・説明ははっきりわかりやすく繰り返し伝える。必要な 1 つのことに絞り具体的に伝える。手順の説明は 1 度に行わず段階的に行う。
  - ・曖昧な表現(「適当に」など)は混乱させる元になる。
- 
- ・服薬が継続できるよう、飲んでいる薬やおくすり手帳を持って避難する。

## **(3) 避難所などで配慮すべき事項**

---

- ・周囲の人は、本人の状態に応じた対応を心がけ、話を聞いてしっかり受け止め、孤立を防ぐ。
  - ・他の避難者が精神障がいを理解することが困難なために、精神障害者やその家族が孤立してしまう場合は、家族や知人、仲間と一緒に生活できるように家族などの単位でパーティションで区切るなどの配慮が必要である。
  - ・本人の状態により、一人でいられる場所を確保することも必要である。
- 
- ・服薬が継続できることを確認し、必要に応じて、精神科医師の診察や薬の確保、専門科の相談が受けられるよう調整する。
  - ・医療機関等の協力やこころのケアチームによる巡回診療が行われるよう調整する。
- 
- ・周囲の人が些細な変化に気づいた場合は、主治医に相談するよう支援者等に伝える。
  - ・聞き取りや診療の際はプライバシーに十分配慮するとともに、人前で安易に病名等を口にしない。

## 10 てんかん

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○発作が起きていない限り、外見からは分からない。</p> <p>○脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、人によりさまざまな発作が起きる。</p> <p>○適切な治療や服薬により発作をコントロールできれば、安定した社会生活を送ることができる。</p>	<p>○服薬が継続できるよう、服用薬やおくすり手帳を持って避難する。</p> <p>○必要な場合は、安否確認や避難支援を行う。</p>	<p>○服薬が継続できているか確認する。</p> <p>○発作が起きた場合はあわてず見守る。</p> <p>○発作で倒れる危険性がある場合は、頭を打たないようにする。</p> <p>○ひきつづき次の発作が起きる場合や、けいれんが10分以上続く場合は医療機関を受診する。</p>

### (1) 障がいの特性

- ・発作が起きていないときは、外見からは、障がいのあることが分からない。また、外見からはわからないタイプの発作もある。
- ・脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、発作がくり返し起きる病気で、身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、また意識だけが失われるなど、人によりさまざまな発作が起きる。
- ・てんかんは約100人に1人の割合で生じると言われており、日本には約100万人いると推計されている。
- ・適切な治療・服薬により発作をコントロールできれば、安定した社会生活を送ることができる。

### (2) 避難行動時に必要とされる支援

- ・服薬が継続できるよう、服用薬やおくすり手帳を持って避難する。
- ・必要な場合は、安否確認や避難所への移動支援を行う。

### (3) 避難所などで配慮すべき事項

- ・服薬が継続できているか確認する。
- ・発作が起きた場合はあわてず見守り、周りの人に協力を呼びかける。
- ・意識を失う発作や倒れる危険性がある場合は頭を打たないようにする。
- ・ひきつづき次の発作が起きる場合や、けいれんが10分以上続く場合は、医療機関を受診する。

## 11 高次脳機能障がい

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○外見からわかりにくいいため、周囲も理解しにくく、本人も障がいを認識できない場合がある。</p> <p>○脳の損傷により、注意力や記憶力が低下したり、段取りや感情のコントロールが難しくなる。</p> <p>○適切な支援が受けられないと、誤解やトラブルにつながることもある。</p>	<p>○状況判断ができなかったり、自分の居場所がわからなくなったりするので、必要に応じて避難支援を行う。</p>	<p>○常に見守りが必要である。</p> <p>○大事なことは、「ゆっくり、分かりやすく、具体的に」伝えたり、メモにして渡す。</p> <p>○必要に応じて、繰り返し説明したり、本人専用のノートを用意する。</p>

### (1) 障がいの特性

- ・外見からわかりにくい障がいであるため、周囲の人が理解しにくく、本人も自分の障がいを十分に認識できないことがある。
- ・ケガや病気により脳に損傷を受けたことが原因で、注意力や記憶力が低下したり、物事の段取りが難しくなったり、感情のコントロールが難しくなるなどの症状がある。
- ・病気や事故から社会復帰を果たした後、「以前と何かが違う」と周囲や本人が感じている、適切な支援が受けられないと、誤解やトラブルにつながることもある。

### (2) 避難行動時に必要とされる支援

- ・適確な状況判断ができなかったり、自分の居場所がわからなくなったりするので、必要に応じて避難所への避難支援が必要となる。

### (3) 避難所などで配慮すべき事項

- ・常に見守りが必要である。
- ・大事なことは、「ゆっくり、分かりやすく、具体的に」伝えたり、メモにして渡す。
- ・記憶障がいで、ごく最近のことを覚えていない場合は、繰り返し説明したり、本人専用のノートを備忘録として用意する。

## 12 重症心身障がい・医療的ケア児・者

障がいの特性	避難行動時に必要とされる支援	避難所などで配慮すべき事項
<p>○重症心身障がいは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している状態。</p> <p>○意思表示や呼吸、栄養摂取が難しく、医療的ケアや介助・見守りが必要となる。</p> <p>○医療機器が故障や停止すると、生命にかかわる場合がある。</p> <p>○外出時には車いすを使用し、器材など荷物がかさむ。</p> <p>○医療的ケア児・者は、医療的ケアが必要だが、寝たきりの方から活動できる方まで、さまざまな方がいる。</p>	<p>○必要に応じて避難支援者を取り決めておき、避難支援を行う。</p> <p>○避難時には、抱えてもらったり、車いすが必要となり、医療機器等の運搬に手助けが必要となる。</p> <p>○駐車場やエレベーターでは、ある程度広いスペースが必要となる。</p> <p>○医療的ケアが必要な方は、緊急的に医療機関への連絡や移送の手配が必要になる場合がある。</p>	<p>○手伝わることがないか声をかける。</p> <p>○車いすの利用、オムツ交換などができる福祉避難所や福祉避難スペースで、家族と一緒にいられるようにする。</p> <p>○感染症の危険を避ける。</p> <p>○必要に応じて個別に救援物資を届ける。</p> <p>○さまざまな支援や福祉施設・医療機関との連携が確保されるよう調整する。</p>

## (1) 障がいの特性

**重症心身障がい**

・重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複している障がいで、自分で日常生活を送ることは困難である。自宅で介護を受けたり、専門施設等に入所したりして生活している。

・意思表示が難しい方や、呼吸や栄養摂取が難しく、常時介護・見守りが必要な医療的ケアが必要な方もおり、家族が障がい者のそばを離れることができない。

・医療機器が振動や停電により故障や停止すると、生命にかかわる場合がある。

・外出時にはバギーとも呼ばれるリクライニング車いすを使用し、人工呼吸器やオムツなどで荷物がかさむ。

**医療的ケア児・者**

・人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な状態。

・寝たきりで重症心身障がいと同様の支援を必要とする者から、医療的ケアがあれば活動できる者まで、さまざまな方がいる。

## **(2) 避難行動時に必要とされる支援**

---

- ・避難時には、抱えてもらったり、リクライニング車いすが必要となり、医療機器等の運搬に手助けが必要となるので、あらかじめ支援者を決めておく。
- ・駐車場やエレベーターではある程度広いスペースが必要となる。
- ・医療的ケアが必要な方は、緊急的に医療機関への連絡や移送の手配が必要になる場合がある。

## **(3) 避難所などで配慮すべき事項**

- ・周囲が手伝うことがないか声をかける。
- ・車いすの利用、オムツ交換などができる福祉避難所や福祉避難スペースで、家族と一緒にいられるスペースを確保する。
- ・リクライニング車いすが使用できる通路を確保する。
- ・感染症の危険を避けるため、環境に留意する。
- ・家族などがそばを離れることができない場合、個別に救援物資を届ける。
- ・医薬品などの他、ミキサー食など、食事についても配慮が必要となる場合がある。
- ・移動支援、介助支援、人工呼吸・たん吸引等医療定期ケア(医療機関との連携)が確保されるよう調整し、入院、入所による対応も検討する。
- ・家族等の負担も大きいことなどから、負担を軽減するための配慮が必要である。

## 県広域本部・地域振興局、保健所、相談機関一覧

障がい者に対する具体的な対応について相談がある場合は、最寄りの県広域本部福祉課や地域振興局総務福祉課、保健所の他、障がい者が利用している指定相談支援事業所や下記の相談機関でも専門的な対応について相談を受けています。

### 県広域本部福祉課 地域振興局総務福祉課

名称	郵便番号	所在地	TEL	FAX
			E-mail	
県央広域本部 (宇城地域振興局)	869-0532	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-0517	0964-32-2497
			uhosoufuku25@pref.kumamoto.lg.jp	
玉名地域振興局	865-0016	玉名市岩崎1004-1	0968-74-2134	0968-74-2195
			tamahosouki25@pref.kumamoto.lg.jp	
鹿本地域振興局	861-0501	山鹿市山鹿465-2	0968-48-1202	0968-44-4123
			kahosoufuku25@pref.kumamoto.lg.jp	
県北広域本部 (菊池地域振興局)	861-1331	菊池市隈府1272-10	0968-25-0689	0968-25-4126
			hokuhofukushi25@pref.kumamoto.lg.jp	
阿蘇地域振興局	869-2301	阿蘇市内牧1204	0967-32-0535	0967-32-0536
			asohosoufuku25@pref.kumamoto.lg.jp	
上益城地域振興局	861-3206	上益城郡御船町辺田見 396-1	096-282-0215	096-282-7022
			kamihofukushi25@pref.kumamoto.lg.jp	
県南広域本部 (八代地域振興局)	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-8756	0965-33-3405
			nanhofukushi25@pref.kumamoto.lg.jp	
芦北地域振興局	869-5461	葦北郡芦北町芦北2670	0966-82-2128	0966-82-2824
			ashihofukushi25@pref.kumamoto.lg.jp	
球磨地域振興局	868-0056	人吉市寺町12-1	0966-22-1040	0966-22-3129
			kuhosoufuku25@pref.kumamoto.lg.jp	
天草広域本部 (天草地域振興局)	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-22-4241	0969-23-8377
			amahofukushi25@pref.kumamoto.lg.jp	

### 保健所

名称	郵便番号	所在地	TEL	FAX
			E-mail	
熊本県宇城保健所	869-0532	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-2416	0964-32-2426
			uhohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県有明保健所	865-0016	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184	0968-74-1721
			tamahohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県山鹿保健所	861-0501	山鹿市山鹿465-2	0968-44-4121	0968-44-4123
			kahohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県菊池保健所	861-1331	菊池市隈府1272-10	0968-25-4138	0968-25-4126
			kikuhohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県阿蘇保健所	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9030	0967-24-9031
			asohohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県御船保健所	861-3206	上益城郡御船町辺田見400	096-282-0016	096-282-3117
			kamihohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県八代保健所	866-8555	八代市西片町1660	0965-32-6121	0965-33-6321
			yatsuhohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県水俣保健所	867-0061	水俣市八幡町2-2-13	0966-63-4104	0966-63-3289
			ashihohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県人吉保健所	868-0056	人吉市寺町12-1	0966-22-3107	0966-22-4392
			kuhohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本県天草保健所	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-23-0172	0969-22-0455
			amahohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	
熊本市保健所	862-0971	熊本市中央区大江5-1-1 ウェルパルクまもと4階	096-364-3186	096-371-5172

相談機関

名称	所在地	TEL FAX
熊本県福祉総合相談所	861-8039 熊本市東区長嶺南2-3-3	096-381-4411 096-381-4412
〃 身体障がい者 リハビリテーションセンター		096-381-4461 096-381-4412
〃 知的障がい者更生相談所		096-381-4464 096-381-4412
〃 中央児童相談所		096-381-4451 096-381-4412
〃 八代児童相談所	866-8555 八代市西片町1660 総合庁舎内	0965-32-4426 0965-33-3247
〃 精神保健福祉センター	862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120	096-386-1255 096-386-1256
〃 こころの健康相談		096-386-1166 096-386-1256
〃 精神科救急情報センター		096-385-9939 -
〃 高次脳機能障害支援センター	860-8556 熊本市中央区本荘1-1-1	096-373-5184 096-373-5186
〃 こども総合療育センター	869-0524 宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143 0964-32-1179
〃 北部発達障がい者支援センター 「わっふる」	869-1235 菊池郡大津町室213-6 さくらビル2階	096-293-8189 096-293-8239
〃 南部発達障がい者支援センター 「わるつ」	866-8555 八代市西片町1660 県総合庁舎内 2階	0965-62-8839 0965-32-8951
熊本市障がい者福祉相談所	862-0971 熊本市中央区大江5-1-50	096-362-6500 096-362-6660
〃 児童相談所	あいぱるくまもと内	096-366-8181 096-366-8222
〃 こころの健康センター		096-362-8100 096-366-1173
〃 子ども発達支援センター	862-0971 熊本市中央区大江5-1-1 ウェルパルクまもと内	096-366-8240 096-366-8260
〃 発達障がい者支援センター 「みなわ」		096-366-1919 096-366-1900